



長野県報

10月2日(木)
平成20年
(2008年)
第2004号

目次

告示

漁業法に基づく内水面における区画漁業権の免許の内容(園芸畜産課) 1

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) 2

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(2件)(産業政策課) 2

砂利採取業務主任者試験(河川課) 3

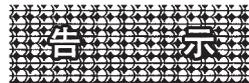
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課) 4

特定調達契約に係る一般競争入札(道路管理課) 4

一般競争入札(14件)(道路管理課) 5

一般競争入札(2件)(経営企画課) 16

平成21年度長野県立高等学校実習助手採用選考(高校教育課) 18



長野県告示第556号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、内水面における区画漁業権の免許の内容等について次のとおり定めました。

平成20年10月2日

長野県知事 村井 仁

1 免許の内容となる事項及び地元地区

別表のとおり

2 漁業権に付される制限又は条件

- (1) 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。
- (2) こい小割式養殖業の小割網生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その敷設数は30面以内とすること。
- (3) 地域に開かれた漁業協同組合づくりを進めるために、財政運営、増殖事業、遊漁規則等の内容を、ホームページ等を通じて地域住民や遊漁者等へ積極的に情報開示を行うこと。
- (4) 地域づくりに貢献するために、漁場の利活用について地域と協議する体制づくりを行い、住民による環境保全活動、環境学習、地域振興施策等を支援すること。

3 免許予定日

平成21年1月1日

4 免許の申請期間

平成20年10月20日から平成20年10月31日まで

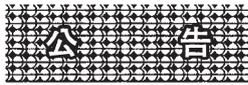
5 漁業権の存続期間

平成21年1月1日から平成25年12月31日まで

(別表)

漁業権の番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁業の位置	漁業の区域	地元地区
内区第1号	第2種区画漁業	わかさぎ 漁業	1月1日から 12月31日まで	茅野市及び北佐久郡立科町の区域内の白樺湖	白樺湖及び次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の音無川。 基点第1号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の左岸橋台の上流端 基点第2号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の右岸橋台の上流端	茅野市及び北佐久郡立科町
		こい //				
内区第2号	第1種区画漁業	ふな //				
		しなのゆきます //				
		こい小割式養殖業		諏訪湖全域	諏訪湖全域	岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町

園芸畜産課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年9月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ねがい
- 3 代表者の氏名
久保田 正之
- 4 主たる事務所の所在地
長野市大字南長野西後町並1564番地 長野108ビル1F
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く高齢者及び幼児・児童に対して、介護・保育に関する事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年10月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年9月25日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人すまいと健康を考える会
- 3 代表者の氏名
宮下 利光
- 4 主たる事務所の所在地
千曲市大字新山475-2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、不特定かつ多数の人に対して、安全な住まいとリサイクル可能な家造り、またそれらの住まい方についての勉強会、講演会、見学会などの事業を行い、地球環境の保全とより安全な住環境の確立を目指し不特定かつ多数の人の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年10月2日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン上田ショッピングセンター
上田市常田2-930-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
三菱UFJ信託銀行 株式会社
東京都千代田区丸の内1-4-5
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗の名称
(変更前)
昭栄上田ショッピングセンター